

関係条文：第56条第7項

#### 天空率の審査基準について

##### 1 検討方法について

中央区に確認申請を提出する場合、「東京都方式」のみとする。

##### 2 安全率について

求積図にて、計画建築物の天空率が適合建築物の天空率に対し、0.02%上回っていること。

#### 解説

天空率の検討について、計画上有利な数値とならないよう、安全率等を定めるものである。

#### 参考文献

※ 1 2022年度版 建築確認のための基準総則集団規定の適用事例 P.296